

「魅力ある商店街動画発信事業」委託業務企画提案募集要領

1 事業名

魅力ある商店街動画発信事業

2 事業の目的

商店街は、商業機能の提供や地域コミュニティの担い手として、地域の持続的発展に欠くことできない重要な存在であるが、社会環境の変化などにより、経営者の高齢化や後継者難などの課題を抱えており、客足や売上げの減少など多大な影響を受けている。

2021年1月から3月にかけて、県内商店街を対象にした新型コロナウイルス感染症の影響調査を実施したところ、48%の商店街が5割以上の来客を失い、44%の商店街が5割以上の売上げ減少を強いられている状況である。さらに、空き店舗の数については、前年度に比べ、「0～2店舗」の割合が減少する一方で、「3～10店舗」の割合が増加しており、空き店舗が増加しており、商店街は厳しい現実直面している。

そこで、本事業では、商店街の雰囲気や個店の店主の人柄等、写真や文字だけでは伝わらない商店街の魅力について発信する動画を作成し、新たな事業や取組を始めようとする意欲ある人材を、商店街内の空き店舗へ入居するだけでなく、商店街の組合員になるよう働きかけることにより、商店街の活性化へ繋げる。

3 委託業務内容

「魅力ある商店街動画発信事業」委託業務仕様書のとおり

4 契約条件

(1) 委託契約限度額

金 2,492,600 円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 を乗じて得た額とする。ただし、契約の相手方が財務規則第 129 条の 3 第 3 号の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約期間

契約締結の日から 2024 年 12 月 27 日（金）まで

(4) 委託費の支払条件

事業終了後の精算払いとする。

(5) その他

委託先として選定されるには、契約書を始め愛知県財務規則の規定に合意することが要件となる。また、企画提案に基づく積算額は契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決

定するため、委託契約額が積算額と同じになるとは限らない。

5 応募資格

動画の作成等に関する優れた企画力・ノウハウ・ネットワーク等を有し、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書の受付期間に受けていないこと。また、資格停止に準ずる行為を行っていないこと。
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 愛知県内に本社又は事業所があること。
- (7) 愛知県会計局が作成した「令和6・7年度入札参加資格者名簿」に登載されていること。

6 募集期間

2024年5月24日(金)から2024年6月14日(金)まで

7 応募方法

本事業の受託希望者は、業務委託仕様書を踏まえ、次の(ア)から(キ)の書類を提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提出書類
 - (ア) 企画提案参加申込書(様式1)
 - (イ) 企画提案書(様式任意)
 - (ウ) 見積書(様式任意)
 - ※「愛知県知事」宛としたもの
 - ※見積額は税抜き価格とすること
 - (エ) 経費内訳書(様式2)
 - (オ) 業務実績書(様式3)
 - (カ) 会社概要(会社パンフレット等)
 - (キ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書等(様式4)
- (2) 提出部数
各8部(正本1部、副本7部)
- (3) 提出期限等

ア 提出期限

2024年6月14日(金) 午後5時(必着)

イ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(愛知県庁 本庁舎1階北)
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
商業指導グループ(担当:市川、鈴木)
電話:052-954-6336(ダイヤルイン)

ウ 提出方法

持参又は郵送(配達証明に限る)

- ・持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。
- ・電子メール及びFAXによる応募は受け付けない。
- ・提出期限までに全ての必要書類の提出がない場合は受け付けない。

※なお、提出書類の受領を確実にを行うため、郵送により提出する場合は、投函後速やかに上記連絡先に電話連絡すること。

(4) 提出書類の取り扱い

ア 提出された書類は返却しない。

なお、提出書類は本委託業務における受託事業者の選定以外の目的で使用しない。

イ 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。

ウ 実施に当たっては、採用された企画提案書の内容を協議の上、変更することがある。

8 提案事業の審査等

(1) 審査方法

提出された企画提案書を始めとする書類(以下「提案書」)について、形式審査を行った後、県が設置する選定委員会において審査する。

選定委員会による審査は、原則として提案書に基づく書面審査及びプレゼンテーションにより行う。

(2) 審査の観点

別添「委託先選定基準」のとおり

(3) 選考結果

全応募者に対して書面で通知する。なお、選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

(4) 契約

選定委員会において第1位の企画提案者に選考された応募者と協議、調整の上、契約を締結する。なお、協議等が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するも

のとする。

9 スケジュール（予定）

2024年5月24日（金）	募集開始
2024年6月14日（金）	企画提案書提出期限
2024年6月下旬～7月上旬	審査、委託先の決定
2024年7月中旬	契約、委託業務開始

10 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式5）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格となる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合又は指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が、業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- (3) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整すること。
- (4) この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、愛知県が定める。

11 問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

商業指導グループ（担当：市川、鈴木）

電話：052-954-6336（ダイヤルイン） FAX：052-954-6925

E-mail：shogyo@pref.aichi.lg.jp

※本業務に関する質問等は、電子メールで2024年6月3日（月曜日）まで受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない（電子メールの件名は「魅力ある商店街動画発信事業委託業務に関する質問」と記載すること）。なお、質問に対する回答は、6月7日（金曜日）午後5時までに商業流通課 Web ページに掲載する。個別回答は行わない。

委託先選定基準

委託先選定に係る審査は、提出された企画提案書及び添付書類等により、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行うものとする。

1 事業実施体制・業務実績

- (1) 事業実施体制が整い、実行可能性は十分であるか。
- (2) 本件の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制となっているか。
- (3) 本業務と同種・類似の業務実績があるか。
- (4) 本業務を推進するための能力を十分に有しているか。

2 事業実施方法

- (1) 事業の目的を理解し、効果的で実現性のある提案内容となっているか。
- (2) 仕様書に記載された項目、内容に対して、効果的な提案がされているか。
- (3) 業務を進める上で、無理のないスケジュールとなっているか。
- (4) 見積経費項目及び見積金額は妥当か。

3 社会的価値の実現に資する取組等

- (1) ISO14001、エコアクション 21、K E S、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステム認証の有無。
- (2) 自動車エコ事業所認定の有無。
- (3) 障害者法定雇用率の達成の有無（基準日6月1日）。
- (4) 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用の有無。
- (5) 障害者就労施設等からの調達実績の有無。
- (6) あいち女性の輝きカンパニー認証の有無。
- (7) 女性の活躍促進宣言提出の有無。
- (8) えるぼし認定（※プラチナえるぼし認定を含む）の有無。
- (9) 愛知県ファミリー・フレンドリー企業への登録の有無。
- (10) あいちっこ家庭教育応援企業賛同書提出の有無。
- (11) くるみん認定（※トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む）の有無。
- (12) あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入の有無。
- (13) エコ通勤優良事業所の認証の有無。
- (14) 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録の有無。
- (15) 愛知県健康経営推進企業の登録の有無。
- (16) パートナーシップ構築宣言の公表の有無。